金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令 (案)」等に対する意見

12月15日(金)付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以 上

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	銀行法施行規則第15条第1項	引き続き承認制の対象となる「災害その他の事象が発生した場合における銀行の危機管理に関する事務その他の銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所」は、各行が独自に選定できると理解してよいか。また、各行において選定するという場合には、一定の基準が設けられるか。

以上